

勧告

本委員会は、別紙第1で述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告する。

1 納入表

(1) 行政職給料表

行政職給料表については、民間における水準、人事院勧告の内容等を考慮し、若年層に重点を置いた改定を行うこと。

(2) 行政職給料表以外の給料表

消防職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して改定すること。

医師職給料表及び特定任期付職員に適用される給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定すること。

教育職給料表（高校・特別支援）及び教育職給料表（小・中・幼稚園）については、人事院勧告の内容を踏まえて改定すること。

2 諸手当

(1) 初任給調整手当

初任給調整手当については、人事院勧告の内容に準じて改定すること。

(2) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、以下のとおり改定すること。

ア 令和5年12月期の支給割合

(ア) (イ) 及び (ウ) 以外の職員

期末手当の支給割合を1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5月分）とすること。

(イ) 特定職員

期末手当の支給割合を1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給割合

(ア) (イ) 及び (ウ) 以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6875月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.4875月分）とすること。

(イ) 特定職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5875月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5875月分）とすること。

(ウ) 特定期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

3 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、2の(2)のアについてでは令和5年12月1日から実施し、2の(2)のイについては令和6年4月1日から実施すること。